

『十一訂版 図解・租税法ノート』追録

平成31年度 税制改正の要旨

平成31年度税制改正の基本的考え方

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援対策等を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。あわせて、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

1 消費税率の引上げに伴う対応

① 住宅に係る措置

- 消費税率引上げ後の購入メリット → 住宅ローン控除を拡充
- 控除期間を3年延長 → 13年（改正前：10年）
- 消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限
具体的には、以下のいずれか少ない金額を税額控除（11年目以降の3年間）
 - イ 建物購入価格の2/3%
 - ロ 住宅ローン年末残高1%
- 所得税額から控除しきれない額については、個人住民税から控除する。
所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

② 自動車に係る措置

- 自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げる → 需要を平準化
- 1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減

2 デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

① イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

- オープンイノベーション型 → 大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（改正前：5%）に引き上げる。
- 総額型 → 増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（改正前：25%）に引き上げる。
- 総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

② 個人事業者の事業承継に対する支援

- 新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設（事業用小規模宅地特例との選択適用）
事業用の土地、建物、機械等 → 適用対象部分の課税価格の100%に対する相続税・贈与税額を納税猶予（生前贈与時も適用可能）
- 事業用小規模宅地特例 → 相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を図る。

③ 中堅・中小企業に対する設備投資等の支援

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例・中小企業向け投資促進税制の延長等
- 地域未来投資促進税制 → 高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に、特別償却率を50%

(改正前：40%)、税額控除率を5% (改正前：4%) に引上げ

- ・ 防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設
- ・ 中小企業者等の法人税率の特例 (15%/800万円以下) の延長 (2年間)

④ 地方創生の推進

- ・ 地域未来投資促進税制の拡充等
- ・ 所有者不明土地の公的利用・空き家の発生抑制 → 特例措置の拡充
- ・ 被相続人が対象家屋から転居し、相続の直前に老人ホームに入居していた場合でも、次の要件の下で譲渡益から3,000万円控除を認める。

イ 被相続人が要介護認定等を受けていたこと

ロ 老人ホーム等入居後も引き続き対象家屋が使用されていたこと

ハ 対象家屋が他の者の居住、貸付、事業の用に供されていなかったこと

適用期限 → 平成35年 (改正前：平成31年) 12月31日まで

- ・ 地域の特産品等の販売機会の増加・外国人旅行者の消費拡充 → 次の要件を満たす場合は、臨時の販売場での免税販売を認める。

イ あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受けること

ロ 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届出すること

⑤ 頻発する災害への対応

- ・ 防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設
- ・ 保険会社等の異常危険準備金制度 → 火災保険等に係る特例積立率を6% (改正前：5%) に引き上げる。

3 車体課税

① 自動車税の恒久減税 (▲1,320億円) → 自動車税の税率の恒久的引下げ

② 自動車重量税のエコカー減税の見直し (+270億円)

- ・ 1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化

③ 地方税財源の補填

- ・ 自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収 → 全額国費で補填

イ エコカー減税の見直し

ロ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ

ハ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

揮発油税税率引下げ ▲300円/kℓ (48,600円→48,300円)

地方揮発油税税率引上げ +300円/kℓ (5,200円→5,500円)

④ 消費税率引上げ後1年間の措置 → 環境性能割の税率を1%分軽減

4 民法改正等に伴うもの

① 相続税の未成年者控除の対象となる相続人 → 18歳未満

② 次の制度の受贈者の年齢要件 → 18歳以上

- ・ 相続時精算課税制度
- ・ 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

- ・ 相続時精算課税適用者の特例
- ・ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度
- ③ 相続税における配偶者居住権等の評価
 - ・ 配偶者居住権 → 建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数(耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数－居住建物の築後経過年数)×残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
 - ・ 配偶者居住権が設定された建物の所有権
建物の時価－配偶者居住権の価額
 - ・ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利
土地等の時価－土地等の時価×存続年数(※)に応じた民法の法定利率による複利現価率
 ※ イ 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 → 配偶者の平均余命年数
 ロ イ以外の場合 → 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限)
 - ・ 居住建物の敷地の所有権等
土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額
- ④ 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を追加
- ⑤ 配偶者居住権の設定 → 登録免許税 2／1,000
- ⑥ 特別寄与料に係る課税 → ・ 相続税(遺贈)
 ・ 相続税における更正の請求の特則等の対象

5 その他

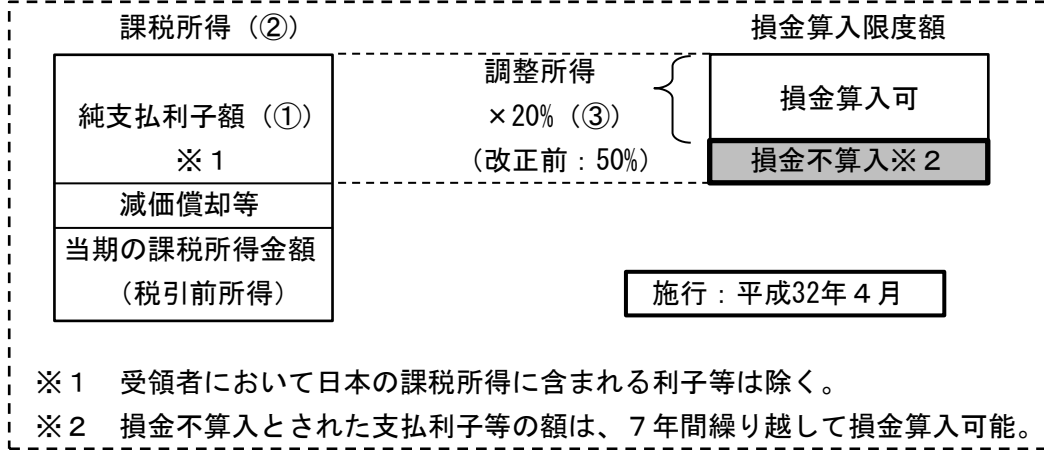
- ① 贈与税の非課税措置
 - ・ 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し
 受贈者の所得要件 → 合計所得金額が1,000万円以下
 教育資金の範囲 → 23歳以上の者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用(留学渡航費等)、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定された。
 30歳到達時に、①学校等に在籍し、又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても贈与税を課税しない。その後、①②の事由がなくなった年の年末に、その残高に対して贈与税を課税する。(40歳に達した場合は、その時点の残高に対して贈与税を課税する)
 贈与者死亡時の残高について → 贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算する。
 イ 23歳未満である場合
 ロ 学校等に在学している場合
 ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
 期限延長 → 平成33年3月31日まで
 - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し
 受贈者の所得要件 → 合計所得金額が1,000万円以下

期限延長 → 平成33年3月31日まで

② 国際課税

- ・ BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト → 海外へ過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応する。

イ 過大支払利子税制 → 利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等



【適用除外】

- 純支払利子等の額が2,000万円以下（改正前：1,000万円以下）
- 国内企業グループ（持株割合50%超）の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下
- 移転価格税制 → 独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を加え、評価困難な無形資産の取引については、「価格調整措置」を導入する。すなわち、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果を勘案して当初の価格を再評価できるようにする（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。

無形資産の定義 → 有形資産・金融資産（現預金、有価証券等）以外の資産で独立の事業者間で譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるもの

更正期間等 → 7年（改正前：6年）

③ 納税環境整備

- ・ 仮想通貨取引等 → 現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化し、高額・悪質な無申告者等の情報について国税当局が事業者等に照会する仕組みを整備する。

④ ふるさと納税制度

- ・ 次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象とする。
 - イ 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - イが送る返礼品の基準
 - A 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - B 返礼品を地場商品とすること

⑤ 住民票の写しの添付が不要の書類

- イ 相続時精算課税選択届出書
- 障害者非課税信託申告書